



**RIKEN TECHNOS**

リケンテクノスグループ  
コーポレート・ガバナンス ポリシー

制定日：2020年6月22日

改定日：2025年4月1日

**リケンテクノス株式会社**

## <目次>

第1章	総則	2
第2章	株主の権利・平等性の確保	3
第3章	株主以外のステークホルダーとの適切な協働	5
第4章	適切な情報開示と透明性の確保	6
第5章	コーポレート・ガバナンス体制	7
第1節	取締役会	7
第2節	監査等委員会	10
第3節	指名委員会・報酬委員会	11
第4節	経営会議	12
第5節	独立社外取締役	13
第6節	会計監査人	13
第6章	株主との対話	14
第7章	その他	14
別紙1	コーポレート・ガバナンス体制図	15
別紙2	リケンテクノスグループ企業行動規範 リケンテクノスグループ サステナビリティ ポリシー	16
	(リケンテクノスグループ贈収賄防止に関する基本方針)	
	(リケンテクノスグループ人権方針)	
別紙3	社外取締役の独立性基準	20
別紙4	コーポレートガバナンス・コード対応表	21

注) 本ポリシーの〔 〕内の番号は、「コーポレートガバナンス・コード」の各原則との対応関係を示すものです。

## 第1章 総則

(目的) [3-1(ii)]

- 第1条 本ポリシーは、コーポレートガバナンス・コードの趣旨・精神を踏まえ、リケンテクノス株式会社（以下、「当社」という。）およびその子会社で構成される企業集団（以下、「当社グループ」という。）におけるコーポレート・ガバナンスに関する基本方針を定める。
2. 当社は、本ポリシーについて、適宜検証および見直しを行い、すべてのステークホルダーに対する説明責任を果たすとともに当社グループ各社のコーポレート・ガバナンスの継続的な強化・充実に取り組む。

(コーポレート・ガバナンスの基本的な考え方) [2-1, 3-1(i), 3-1(ii)]

- 第2条 当社グループは、企業理念である「リケンテクノス ウェイ」の実践をとおして持続的に成長し、中長期的に企業価値を向上していくために、経営上の組織体制や仕組みを整備し、必要な施策を実施する。コーポレート・ガバナンスの強化を経営上の重要な課題のひとつと位置付けることで、当社グループ全体で実効的なガバナンスの仕組みを整備し、グループ競争力の強化と経営の透明性、公正性の確保に努める。

### <リケンテクノス ウェイ>

○ミッション “使命・存在価値”  
  私たちは科学の力で  
  豊かさ、安心、快適を創り出す  
  チャレンジメーカーです。  
  独創的で卓越した、  
  樹脂素材の配合加工技術で、  
  企業人と社会に  
  新たな価値と喜びを提供し続けます。

○コアバリュー”基本的価値観”  
  信頼しあい貢献しあう  
  新しい価値を生み出す  
  常に挑戦し成長する  
  仕事を楽しみワクワクする  
  共に解決し共に喜ぶ

○基本行動 “具体的な行動指針”  
  失敗を恐れず前向きにやってみる  
  主役になって仕事を楽しむ  
  信頼しあう仲間となって助け合う  
  大事に聴いて本気で話す  
  笑顔で出てきて笑顔で帰る  
  顧客の期待の先を行く  
  新しいことマニアになる  
  プロなんだから自分を磨く  
  決めたところまで決めた時期まで

## 第2章 株主の権利・平等性の確保

(株主の権利・平等性の確保) [1-1, 1-1②, 1-1③]

第3条 当社は、株主の権利の重要性を十分に認識し、株主総会における議決権行使をはじめとする株主の権利・平等性が実質的に確保され、株主がその権利を適切に行使できるように環境を整備する。とりわけ、少数株主や外国人株主等の権利行使に関しては、実質的な権利・平等性の確保のため、十分に配慮する。

2. 当社は、株主総会決議事項の一部を取締役会に委任するように株主総会に提案する場合には、当社のコーポレート・ガバナンス体制でその役割・責務を十分に果たせることを取締役会において確認する。

(株主総会) [1-1①, 1-2, 1-2①, 1-2②, 1-2③, 1-2④, 1-2⑤, 3-1②]

第4条 当社は、株主総会が会社の最高意思決定機関であり、株主との建設的な対話の場であることを強く認識し、議決権を有する株主の視点に立って環境の整備に努め、適法かつ適正に運営する。

2. 当社は、株主総会開催日について、より多くの株主が参加できるように集中日を避け、適切な開催日時・開催場所を設定する。
3. 当社は、株主が株主総会の議案について十分な検討期間を確保し、適切に議決権を行使することができるようにするため、以下の対応を行う。
  - (1) 株主総会において株主が適切な判断を行うことに資すると考えられる情報については、招集通知および東京証券取引所の適時開示等により公表する。
  - (2) 招集通知を法定期限前の早期に発送する取り組みを行うとともに、発送の1週間前を目安に当社および東京証券取引所のウェブサイトにおいて公表する。
  - (3) 海外投資家が議決権を適切に行使することができるよう、前号の招集通知の公表に合わせて、その英訳も公表する。
  - (4) 議決権電子行使プラットフォームなどの電子行使制度を利用することにより、株主総会に出席できない株主が議決権行使できる環境を整備する。
4. 当社は、信託銀行等の名義で株式を保有する機関投資家等が、株主総会において自ら議決権の行使等を行うことを希望する場合は、信託銀行等と協議を行い、適切に対応する。
5. 取締役会は、株主総会において、相当数の反対票が投じられた会社提案議案があつた場合には、その原因の分析を行い、対応の要否を検討する。

(資本政策に関する基本方針) [1-3, 1-6]

第5条 当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のため、収益力の向上と財務体

質の強化が重要であると認識し、今後の継続的な利益向上と利益水準に合わせた最適な資本構成の実現を目指す。また、連結の自己資本純利益率（R O E）を重要な経営指標の一つとしてすることで、継続的に資本効率の向上を図り、資本コストを意識した経営を行う。

2. 株主還元については、以下の基本方針で実施する。

(1) 配当については、連結配当性向 35%程度を一つの目途とした上で、今後の事業投資と自己資本の充実等も勘案し、安定的な配当を行う。

(2) 自己株式の取得については、フリー・キャッシュ・フローの状況等を総合的に勘案した上で、資本効率と株主利益の向上のため、適切な時期に機動的に実施する。なお、保有する自己株式の上限を発行済株式総数の 5 %程度を目安とし、これを超える部分については原則として消却する。

3. 当社は、大規模な希釈化をもたらす資本政策（増資・M B O等を含む）を実施する場合には、既存株主を不当に害することのないように、その必要性・合理性を取締役会において慎重に検討した上で、適時開示等の適正な手続を行い、株主に対する十分な説明責任を果たす。

(株式の政策保有および政策保有株式に係る議決権行使に関する基本方針)

[1-4, 1-4①, 1-4②]

第6条 当社は、株式の政策保有については、株主資本コストに見合った株式であるか、保有による便益を得られているかを毎年取締役会において具体的に精査し、政策保有株式の残高を連結純資産の 10%未満にする方針として速やかな縮減を進める。なお、縮減により創出したキャッシュは成長投資に活用する。当該方針に基づき、政策保有株式の保有適否検証を実施し、その概要を適切に開示する。

2. 当社は、政策保有株式の議決権行使については、発行会社の経営方針や事業戦略を尊重した上で、経営上の懸念事項の有無や議案の内容が発行会社の適切なコーポレート・ガバナンス体制の整備に資するか否か、当社および発行会社の中長期的な企業価値の向上と持続的成長に資するか否か等を総合的に勘案し、議決権行使する。なお、議決権の行使にあたっては、議決権行使助言会社の議決権行使基準も参考にする。

(買収防衛策に関する方針) [1-5, 1-5①]

第7条 当社は、原則として買収防衛策を導入しない方針とする。今後導入する合理的必要性が生じた場合には、取締役会において慎重に審議を行った上で、その目的・合理性等につき株主に対して十分な説明を行う。

2. 当社は、当社の株式が公開買付けに付された場合には、公開買付者に対して当社グ

ループの企業価値向上策の説明を求めるとともに、取締役会において十分な審議を行った上で、当該公開買付けに対する当社の賛否や考え方について速やかに開示を行い、株主が適切な判断を行える十分な情報を確保するよう努める。

(関連当事者間の取引) [1-7]

- 第8条 当社は、当社と関連当事者との間で取引を行う場合には、会社法および取締役会規程に基づき、取締役会の承認等、その内容や性質に応じた適切な手続を実施する。  
また、その実績については、関連法令に基づいて有価証券報告書等に適時開示する。
2. 当社は、毎年、当社および当社グループ会社の取締役等に対し、関連当事者取引に関する調査を実施し、監視監督を行う。

### 第3章 株主以外のステークホルダーとの適切な協働

(行動準則の策定・実践) [2-2, 2-2①]

- 第9条 当社グループは、ステークホルダーとの適切な協働や社会・環境に対する社会的責任を果たすため、別紙2（「リケンテクノスグループ企業行動規範」）を制定し、その遵守並びに法令・定款の遵守がすべての企業活動において基本であることを全役職員に周知徹底する。
2. 当社は、「リケンテクノス ウェイ」および「リケンテクノスグループ企業行動規範」が当社グループ内で実践・遵守されているか、適宜取締役会においてレビューを実施する。

(サステナビリティを巡る課題への対応) [2-3, 2-3①, 3-1③, 4-2②]

- 第10条 当社グループは、サステナビリティを巡る各課題への対応が重要な経営課題であることを認識し、その取組みを通じて持続可能な社会実現への貢献と企業価値の向上を目指す。
2. 当社グループは、サステナビリティを巡る取組みについて、基本方針（別紙2「リケンテクノスグループ サステナビリティ ポリシー」）を策定するとともに中期経営計画の戦略の一つとして掲げ、サステナビリティ委員会を中心に積極的・能動的に取り組む。
3. 当社グループは、気候変動に係るリスクおよび収益機会が当社グループの事業活動や収益等に与える影響について必要なデータの収集と分析を行うとともに、気候関連財務情報開示タスクフォース（T C F D）の枠組みに基づく開示を行い、その質と量の充実に努める。

(多様性の確保) [2-4, 2-4①]

第11条 当社は、性別・国籍・新卒・中途の別によらず、多様な人材の採用・登用を実施する。今後事業のグローバル展開を加速させるとともに、変化の激しい市場環境にスピードをもって対応するためにも、経験・技能・キャリアが異なる人材を積極的に採用・登用し、これらの人材が活躍できる人材育成体系を整え環境整備を進める。

2. 当社は、管理職層を中心とした人材と捉え、その多様性の確保について目標を設定とともに、人材育成方針および社内環境整備方針を策定し、実施状況と併せて開示する。

(内部通報) [2-5, 2-5①]

第12条 当社グループは、法令・定款・「リケンテクノスグループ企業行動規範」・各種指針その他会社および取締役・使用人が従うべき基準に違反する疑いのある行為等について、従業員が匿名で不利益を受けることなく通報することができる内部通報制度を整備し、通報窓口については、社内（当社監査部）および社外（顧問法律事務所）に設置する。

2. 取締役会は、内部通報制度の運用状況について、定期的に報告を受け、適切に監督を行う。

(企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮) [2-6]

第13条 当社は、企業年金基金がアセットオーナーとしての機能を発揮できるようにするため、経理・財務部門等の経験者など適切な資質を持った人材の登用・配置を行う。

2. 企業年金基金は、その下部組織として資産運用委員会を設置し、基本方針や基本ポートフォリオの策定・改訂など年金資産の運用に関する重要事項につき諮問するほか、運用状況等につき定期的なモニタリングを実施し、その結果について経営会議に報告を行う。

なお、運用受託機関に対しては、定量的評価に定性的評価を加えた総合的な評価を実施する。

## 第4章 適切な情報開示と透明性の確保

(情報開示の基本的な考え方) [3-1①, 3-1②]

第14条 当社は、企業情報の適時適切な開示が経営の透明性・公正性を確保するために重要なと認識し、金融商品取引法、会社法、東京証券取引所の定める法令・規則等に従い情報開示を行うことはもとより、それ以外でもステークホルダーにとって有用となると判断した情報についても、透明性・公正性の確保のため適時適切な方法

により積極的かつ公平に開示する。また、開示内容についても、ステークホルダーにとって付加価値の高い具体的な記載となるように努める。

2. 当社は、外国人株主や海外投資家等に対しても充実した情報提供を行うため、決算関係書類、I R 説明会資料、適時開示書類等をはじめとする幅広い情報について、英語での開示を行う。

## 第5章 コーポレート・ガバナンス体制

(機関設計) [4-6]

第15条 当社は、取締役会の監督機能の強化、経営の透明性・公正性の向上および機動的・戦略的な経営体制の構築を図るため、監査等委員会設置会社形態を採用する。

(1) 取締役会の監督機能の強化

経営の意思決定・監督機能と業務執行機能の分離により権限と責任の所在を明確にするとともに、監査等委員である取締役が取締役会における議決権を持つことで経営に対する監査・監督機能を強化する。

(2) 経営の透明性・公正性の向上

監査等委員である社外取締役として、独立性・社外性の確保された者を選任し、経営に対し独立した第三者的立場から監査・監督と助言を行うことにより、意思決定における透明性と公正性の向上を図る。

(3) 機動的・戦略的な経営体制の構築

執行役員制度を採用し、業務執行権限の大幅な委譲を推進する。執行役員で構成される経営会議を業務執行の主要な決議機関と位置付けることにより、事業環境の急激な変化にも適切かつ迅速に対応できる機動的・戦略的な経営体制を構築する。

### 第1節 取締役会

(取締役会の役割・責務) [4-1, 4-1①, 4-1②, 4-1③, 4-2, 4-2②, 4-5, 5-2①]

第16条 取締役会は、株主に対する受託者責任・説明責任を認識し、企業理念を踏まえた経営方針・経営計画を策定し、その概要を公表する。その策定・公表に当たっては、自社の資本コストを的確に把握して目標を設定するとともに、その目標を実現するための具体的な施策についてもわかりやすく明確に示す。

2. 取締役会は、資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた計画を策定し、その実行を推進するとともに、毎年その進捗状況に関する分析を行い株主や投資家にわかりやすく開示する。進捗状況に関する分析にあたっては、自社の資本コスト、

資本収益性や市場評価に関して現状を分析・評価した上で、改善に向けた方針や目標・計画期間、具体的な取組みについて検討を行う。

3. 取締役会は、法令・定款で定められた事項のほか、業務執行のうち特に重要な事項の審議、経営の基本方針やガバナンス等の経営監督事項の審議に重点を置くことにより、経営に対する監視・監督を強化する。
4. 取締役会は、「取締役会規程」「経営会議規程」のほか、「稟議規程」や「リケンテクノスグループ連結子会社管理規程」等の社内規程において、その業務の規模や性質に応じた決裁権限を明確に定め、効率的な業務執行ができる体制を整備する。
5. 取締役会は、内部統制システムやリスク管理体制を適切に構築するとともに、経営陣による適切なリスクテイクを支える環境を整備する。
6. 取締役会は、設備投資、研究開発投資、人的資本・知的財産への投資等を含む経営資源の配分や、事業ポートフォリオに関する戦略の実行について、経営計画の進捗と併せて実効的に監督を行う。
7. 取締役会は、社長等の後継者計画の策定・運用に主体的に関与し、経営理念や経営方針等を踏まえて後継者候補の育成が十分な時間と資源をかけて計画的に行われていくように定期的に監督を行う。

(取締役会の構成) [4-6, 4-8, 4-8③, 4-11, 4-11①, 4-11②]

第17条 取締役会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名以内、監査等委員である取締役5名以内とし、合計12名以内とする。

2. 取締役会は、当社グループのグローバルな事業運営を背景に、取締役会全体として有すべき知識・経験・能力のバランス、多様性の確保、審議の活性化等の点も考慮し、適切な規模・構成となるように努める。なお、各取締役の知識・経験・能力等を一覧化したスキル・マトリックスを作成し、毎年開示する。
3. 取締役会は、経営の透明性・健全性維持のため、3分の1以上を独立社外取締役とする。
4. 取締役会は、取締役が他の上場会社の役員を兼任する場合には、当社の職務執行に影響を及ぼさない合理的な範囲に止めるよう適切に監督を行う。なお、その兼任状況については、毎年開示する。

(取締役会の審議の活性化) [4-12, 4-12①]

第18条 取締役会での建設的な議論・意見交換が行われるように、会議運営に関して、以下の事項を実施する。

- (1) 年間スケジュール、審議事項等の事前決定
- (2) 十分な検討時間確保のための会日に先立つ事前の資料配付
- (3) 十分に整理・分析された情報・資料の提供

#### (4) 会議当日の充実した議論が行える審議時間の確保

(取締役の選任・再任および解任) [3-1 (iv), 3-1(v), 4-3①, 4-3②, 4-3③, 4-10, 4-10①]

第19条 取締役会は、取締役候補者の指名にあたっては、性別・年齢・国籍を問わず、人格に優れ、高い倫理観と順法精神を有することを前提に、経営感覚に優れ、会社の内外を問わず、企業経営の諸問題に精通していること、指導力、統率力、行動力および企画力に優れていることなどを総合的に検討し決定する。

また、再任の取締役候補者の指名にあたっては、上記の選任基準を継続的にみたしていることに加え、在任中の取締役会・経営会議における発言や出席状況等を勘案して、再任後のおいても率直・活発で建設的な議論への貢献が期待できることなどを総合的に検討し決定する。

なお、監査等委員である取締役候補者の指名にあたっては、上記基準に加え、財務・会計に関する相当程度の知見を有している者が1名以上選任されるように決定する。

2. 取締役会は、取締役候補者の指名にあたっては、事前にその過半数を独立社外取締役で組織する指名委員会に諮問した上で、その答申結果を尊重して決定する。

3. 取締役会は、取締役の解任の発議にあたっては、業務上の成績が著しく不振であるなど当社の定める解任事由に該当する場合において、事前に指名委員会に諮問し、その答申結果を尊重して決定する。

なお、社長の解任については、取締役会による解任発議が躊躇され迅速な意思決定に支障が生じ得ることから、一定の事由に該当する場合には、指名委員会が取締役会に対して社長の解任を提言・発議することができる。

(取締役の報酬等) [3-1(iii), 4-2, 4-2①, 4-10, 4-10①]

第20条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、各事業年度の業績の向上および中長期的な企業価値向上を動機づけ、また株主とも価値を共有できる報酬制度とし、執行給および監督給で構成する。執行給は、固定額の基本報酬（金銭）および業績連動報酬としての賞与（金銭および株式給付）とし、監督給は、固定額の基本報酬（金銭）および固定額の株式給付とする。

2. 監査等委員である取締役の報酬は、業績連動しない固定報酬（基本報酬）および固定株式給付のみで構成する。

3. 取締役会は、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を決定するにあたっては、取締役会が事前にその過半数を独立社外取締役で組織する報酬委員会に諮問した上で、その答申結果を尊重して決定する。

なお、監査等委員である取締役の報酬は、株主総会の決議により定められた限度額内で監査等委員である取締役の協議により決定する。

(取締役のトレーニング方針) [4-14, 4-14①, 4-14②]

- 第21条 当社は、取締役がその期待される役割を十分に果たせるように、各人のスキルに応じたタイムリーな研修を実施し、また会社を取り巻く法制度やその改正内容、当社の事業・財務・組織等について理解する十分な機会を提供する。
2. 当社は、新任の社内取締役には新任役員研修を実施し、社外取締役には当社事業内容の説明や各事業所の視察等の十分な機会を提供する。また、在任中においても、全ての取締役を対象に、ガバナンスやコンプライアンス等の重要なテーマにつき、外部講師による講習会を毎年継続的に実施する。

(支援体制) [4-13, 4-13①, 4-13②]

- 第22条 取締役は、その職務の執行において必要とする情報について、関連する部門に情報等の提供を求めることができ、当該部門はこれを提供する。
2. 取締役が外部の専門家の助言を得ることを必要とする場合には、当社はその費用を負担する。

(内部統制) [4-3, 4-3④]

- 第23条 取締役会は、「リケンテクノス ウェイ」および「リケンテクノスグループ企業行動規範」を実践・遵守して企業活動を行うため、内部統制システムとして業務が適正かつ効率的に行われることを確保するための体制を整備するとともに、その運用状況を監督する。
2. 取締役会は、リスク・コンプライアンス委員会において実施するリスクの洗い出し、分析・評価結果とリスク対応策の進捗状況について半年に1回以上報告を受け、グループ全体の総合的なリスク管理状況について実効的に監督を行う。

(取締役会の実効性評価) [4-11③]

- 第24条 取締役会は、取締役全員を対象として、毎年取締役会の実効性評価に関するアンケート（無記名式）を実施し、その回答内容をもとに、実効性の分析・評価、前年度の実効性の評価結果を踏まえた取組みの成果・課題、今後の課題および取組内容等について議論を行い、その結果の概要を開示する。

## 第2節 監査等委員会

(監査等委員会の役割・責務) [4-4, 4-13③]

- 第25条 監査等委員会は、株主に対する受託者責任を認識し、独立した客観的な立場において、当社グループの持続的成長と中長期的な企業価値向上に向けて企業の健全性を維持し、株主共同の利益のために行動する。

2. 監査等委員である取締役は、取締役会および経営会議等の重要な会議に出席し、また、毎月開催される取締役会の場において代表取締役との意見交換を行うことで、実効的な監査を実施するために必要な情報を収集し、必要に応じて助言または勧告等の適切な意見を述べる。
3. 監査等委員会は、その直轄の組織である監査部（内部監査部門）と連携し、必要に応じて合同で国内外の監査を実施することにより、内部統制システムを利用した組織的かつ実効的な監査を行う。

（監査等委員会の構成） [4-4①, 4-11]

- 第26条 監査等委員会は、監査等委員である取締役 5名以内で構成し、その過半数を独立社外取締役で構成する。
2. 監査等委員会は、社内での迅速な情報収集と社外取締役との密な情報共有を行うため、常勤の監査等委員を選定する。
  3. 監査等委員である取締役のうち 1名は、財務・会計に関する相当程度の知見を有している者とする。

（支援体制） [4-4①, 4-13, 4-13③]

- 第27条 当社は、監査等委員会の職務を補佐する直轄の組織として監査部（内部監査部門）を設置し、専任の使用人を複数名配置する。
- なお、当該使用人の独立性を確保するため、その指揮命令権をもっぱら監査等委員会に委譲し、取締役（監査等委員会である取締役を除く。）のほか、業務執行部門の指揮命令を受けないものとする。

（内部監査部門および会計監査人との関係） [3-2②]

- 第28条 監査等委員会は、必要に応じて、取締役、会計監査人、監査部（内部監査部門）等の使用人その他の者から報告を受ける。
2. 当社は、半期ごとに監査等委員会、監査部（内部監査部門）、会計監査人の 3組織による意見交換会議を行うことで、十分な連携を確保する。

### 第3節 指名委員会・報酬委員会

（指名委員会の役割・責務） [4-10, 4-10①]

- 第29条 指名委員会は、取締役会の諮問に基づき、取締役、執行役員および相談役・顧問の選任・解任に関する事項、社外取締役の独立性基準の策定・変更に関する事項、最高経営責任者等の後継者計画（サクセッション・プラン）の策定・運用に関する事項、取締役会のスキル・マトリックスの作成・更新に関する事項等について答申す

ることで、取締役会の人事決定の適切性を確保するとともに、その透明性を高める。

2. 指名委員会は、取締役会の諮問内容に関連して、取締役会への提言内容を審議・決定する。
3. 指名委員会は、一定の事由に該当する場合には、取締役会に対して社長の解任について提言・発議する。

(報酬委員会の役割・責務) [4-10, 4-10①]

- 第30条 報酬委員会は、取締役会の諮問に基づき、株主総会に上程する取締役の報酬等（株式報酬を含む。）に関する議案の内容、取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員および相談役・顧問の報酬制度（株式報酬制度を含む。）および個人別の報酬等（株式報酬を含む。）の内容に関する事項、ならびに報酬等の基本方針に関する事項等について答申することで、取締役会の報酬決定の適切性を確保するとともに、その透明性を高める。
2. 報酬委員会は、取締役会の諮問内容に関連して、取締役会への提言内容を審議・決定する。

(指名委員会・報酬委員会の構成) [4-10, 4-10①]

- 第31条 指名委員会・報酬委員会は、取締役会が選定する取締役3名以上で構成し、その過半数を独立社外取締役で構成する。
2. 指名委員会・報酬委員会の委員長は、委員の互選により、独立社外取締役の中から選定する。

#### 第4節 経営会議

(経営会議の役割・責務)

- 第32条 経営会議は、取締役会の決定した経営方針等に基づき経営に関する重要な事項を審議・決議等することにより、社長および取締役会を補佐する。
2. 経営会議は、毎月取締役会に先立って開催し、取締役会上程事項の事前審議のほか、取締役会から権限委譲された重要な業務執行の審議・決定を行うことにより、迅速な意思決定を行う。

(経営会議の構成)

- 第33条 経営会議は、執行役員の全員をもって構成する。
2. 執行役員を兼務しない取締役は、経営監督の立場から、経営会議に出席し、必要に応じて意見を述べることができる。
  3. 経営会議には、必要に応じて議案に関係のある者を出席させ、説明を求めるとともに

に、その意見または報告を聴取することができる。

## 第5節 独立社外取締役

(独立社外取締役の役割・資質および独立性基準) [4-7, 4-8, 4-9]

第34条 独立社外取締役は、経営に対する積極的な助言、経営全般の監督、利益相反の監督を行うとともに、ステークホルダーの意見を取り締役会に適切に反映させる。

2. 当社は、社外取締役の独立性基準について、別紙3（「社外取締役の独立性基準」）のとおり定める。
3. 当社は、独立社外取締役として、前項の独立性基準をみたし、かつ、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与するために第1項に定める役割を担うことができる者を選任する。
4. 当社は、独立社外取締役を再任する際は、前項の選任基準を継続的にみたしていることに加え、在任中の取締役会・経営会議における発言や出席状況等を勘案して、再任後においても率直・活発で建設的な議論への貢献が期待できるか否かにつき取締役会で審議した上で再任する。

(独立社外取締役の有効な活用) [4-8①, 4-8②, 4-8③]

第35条 独立社外取締役は、社外取締役相互間の情報交換・認識共有を図るため、半年に1回以上、社外取締役のみで構成される社外取締役会を開催する。

2. 独立社外取締役は、社内との連携・調整のため、独立社外取締役の互選により筆頭独立社外取締役を選定し、社外取締役会の議長に就任する。

## 第6節 会計監査人

(会計監査人) [3-2, 3-2①, 3-2②]

第36条 監査等委員会は、会計監査人の評価および選定基準に基づき、その独立性、専門性および監査の適正性について確認する。

2. 取締役は、会計監査人が財務報告の信頼性確保に関し重要な役割を担うことを認識し、その連携の強化を通じて、十分な時間をかけて適正な会計監査人監査が行われるように対応する。
3. 会計監査人が不正や不備等を発見し、その適切な対応を求めた場合には、当社管理本部担当役員がこれに適切に対応する。

## 第6章 株主との対話

(株主・投資家との対話に関する基本方針) [4-1②, 5-1, 5-1①, 5-1②, 5-1③, 5-2]

第37条 株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取り組みに関する方針は、以下のとおりとする。

- (1) 株主との対話全般について、経営企画を担当する執行役員が統括し、建設的対話が実現するよう機関投資家向けの決算・経営概況説明会・個別面談をはじめとした様々な取り組みを行う。
  - (2) 株主との対話（説明会・面談等）においては、その目的・内容、株主の希望等に応じて、合理的な範囲で、社長や関係する執行役員を含む経営陣幹部・社外取締役を含む取締役が出席し、株主と直接対話をを行うことを基本とする。また、筆頭独立社外取締役を設置することにより、株主の希望と面談の主な関心事項に的確に対応できる体制を整備する。
  - (3) 対話を補佐する社内の関係部門（経営企画、経理、財務、総務・法務等）は、各種開示資料等の作成を共同して行い、また半期毎に決算・経営概況説明会に向けた情報・知識の共有の機会を設けるなど、相互に連携を取りながら業務を行う。
  - (4) 株主名簿上の株主構造の把握のみならず、必要に応じて、株主判明調査による実質株主の特定を行い、それらの情報をIR活動等の必要な施策に活用する。
  - (5) 個別面談以外の対話の手段として、半期毎に機関投資家向けの決算・経営概況説明会を開催し、中期経営計画の進捗状況等につき、十分に説明を行い、その資料を開示する。
  - (6) 対話において把握された株主の意見や懸念は、取締役会や経営会議等で適宜報告され、関係部門にて情報を共有し活用する。
  - (7) 「インサイダー取引防止規程」を設け、未公表の重要事実の伝達を禁止するとともに、情報管理に関する社内教育を定期的に実施する。
2. 当社は、株主から対話の申込みがあった場合には真摯に対応するとともに、直前の事業年度における株主との対話の実施状況やその内容について、毎年適切に開示する。

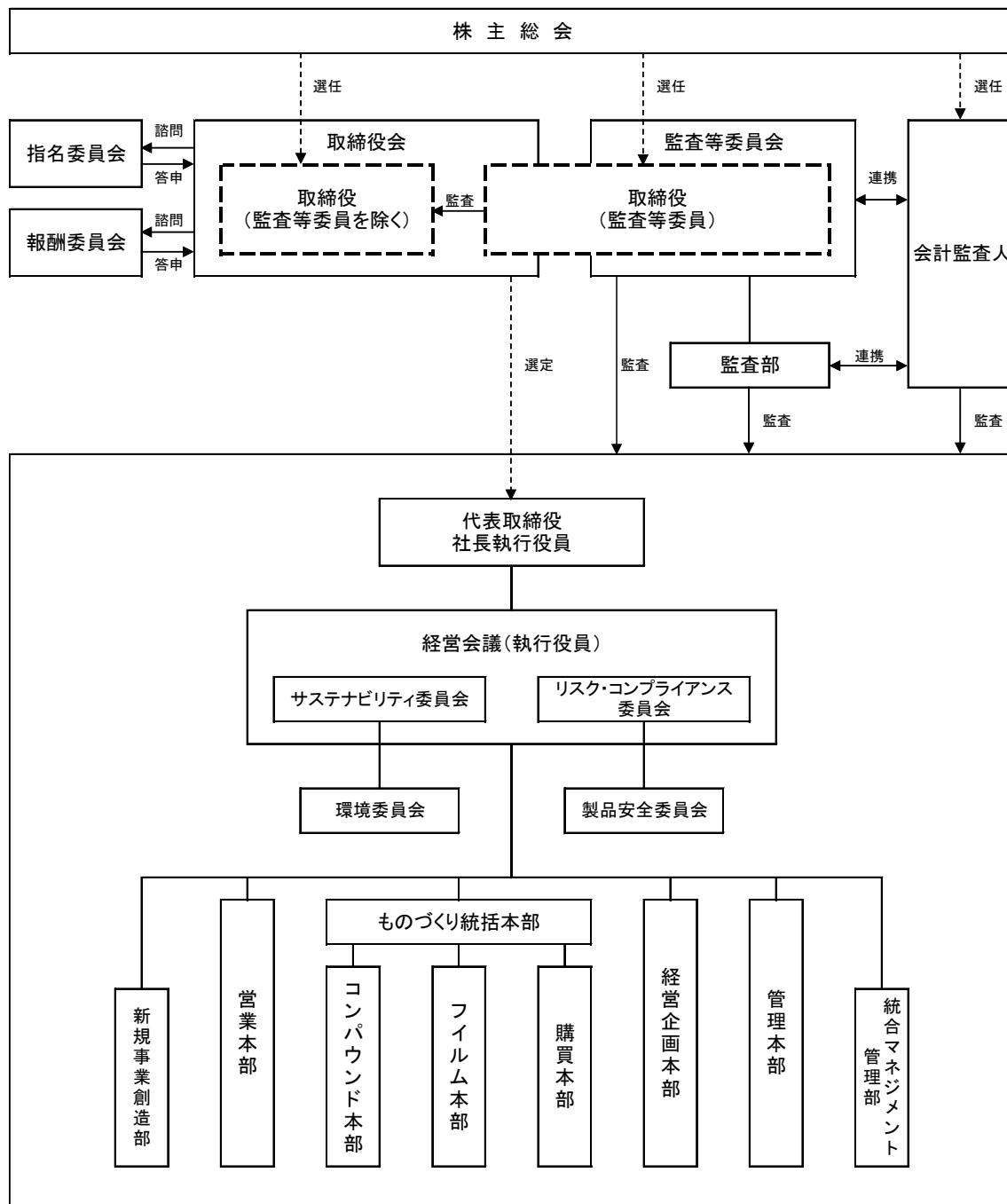
## 第7章 その他

(改廃)

第38条 本ポリシーの改正は、取締役会の決議による。

## コーポレート・ガバナンス体制の概要

当社のコーポレート・ガバナンスに係る社内体制の状況は、次のとおりです。



## 別紙2

### リケンテクノスグループ企業行動規範 リケンテクノスグループ サステナビリティ ポリシー

#### －サステナブル（持続可能）な社会の実現のために－

当社および当社子会社（以下、「グループ各社」という。）は、経営理念であるリケンテクノスウェイを実践し、地球環境や社会課題への対応を経営の重要課題のひとつと捉えて、サステナブル（持続可能）な社会の実現を牽引する役割を担う。そのためグループ各社は、次の10原則に基づき社会的責任を果たしていく。

##### （社会的使命）

1. 社会・環境課題を見据え、イノベーションを通じて安心・安全な製品を開発・提供する。

##### （環境問題への取り組み）

2. 気候変動を含めた環境問題への取り組みは企業の存在と活動に必須の要件であることを認識し、自主的かつ積極的に環境に配慮した事業活動を行う。

##### （顧客との信頼関係）

3. 顧客に対して、製品・商品に関する適切な情報提供、誠実なコミュニケーションを行い、満足と信頼を獲得する。

##### （社会への貢献）

4. 社会や地域に根差した事業展開や社会貢献活動を通じて、その発展に貢献する。

##### （法律の遵守・国際規範の尊重）

5. 各国・地域の法律の遵守、各種の国際規範の尊重はもとより、文化や慣習等に配慮した事業活動を行う。

##### （公正な事業活動）

6. 公正かつ自由な競争ならびに適正な取引、責任ある調達を行う。また、贈収賄等を防止し、政治・行政との健全な関係を保つ。

##### （人権の尊重）

7. すべての人々の人権を尊重して事業活動を行う。

##### （多様性の尊重・人材育成・社内環境整備）

8. 社員一人ひとりの多様性を尊重し、その能力を最大限に發揮できる人材育成を行う。また、社員誰もが働きやすく安全で健康的な社内環境を整備する。

##### （公正な情報開示・ステークホルダーとの建設的対話）

9. 企業情報を積極的、効果的かつ公正に開示し、企業をとりまく幅広いステークホルダーと建設的な対話をを行い、企業価値の向上を図る。

(リスク管理の徹底)

10. 市民生活や企業活動に脅威を与える自然災害、サイバー攻撃、反社会的勢力の活動、テロ等に備え、グループ全体のリスク管理を徹底する。

《経営トップの役割・責任》

経営トップは、本規範の精神の実現が自らの役割であることを認識して経営にあたり、実効あるガバナンスを構築して社内、グループ各社に周知徹底を図る。あわせてサプライチェーンにも本規範の精神に基づく行動を促す。また、本規範の精神に反し社会からの信頼を失うような事態が発生した時には、経営トップが率先して問題解決、原因究明、再発防止等に努め、その責任を果たす。

※リケンテクノスグループの企業行動規範とサステナビリティ ポリシーは、サステナブル(持続可能)な社会の実現を目指すものとして、その内容を同一にしています。

(企業行動規範第6条の関連方針)

リケンテクノスグループ贈収賄防止に関する基本方針

当社および当社子会社（以下、「グループ各社」という。）は「リケンテクノスウェイ」・「リケンテクノスグループ企業行動規範」に則り、贈収賄防止に関して本方針を定める。

(贈収賄行為の禁止)

1. グループ各社は、事業を行う国および地域の法令、ガイドライン等により適正と認められる範囲を超える金品その他経済的利益の提供または受領を行わない。

(体制の整備)

2. グループ各社は、贈収賄等のコンプライアンス違反またはそのおそれのある行為を早期に発見し、是正すべく、内部通報制度を含めた贈収賄行為の防止体制を整備する。

(記録の保持)

3. グループ各社は、贈収賄行為が行われていないことを合理的に証明できるよう、正確かつ適正に記録を作成し、保持する。

(教育・調査への協力)

4. グループ各社は、贈収賄行為の防止に向けた定期的な教育・研修を実施する。本方針に反する行為またはそのおそれのある行為を発見した場合には、厳格に処分を行い、関係当局による調査に真摯に協力する。

## (企業行動規範第7条の関連方針)

### リケンテクノスグループ人権方針

当社および当社子会社（以下、「グループ各社」という。）は、経営理念「リケンテクノス ウェイ」の実践および「リケンテクノスグループ企業行動規範」を通じたサステナブル（持続可能）な社会の実現に向け、人権尊重の取り組みの指針として、本方針を定めます。

#### 1. 基本的な考え方

グループ各社は、国際連合の「国際人権章典」および「ビジネスと人権に関する指導原則」ならびに国際労働機関の「労働における基本的原則及び権利に関する ILO 宣言」をはじめとする人権に関する国際規範を支持し、自らの事業活動によって影響を受けるすべての人々の人権を尊重します。また、グループ各社は、事業活動を行う国・地域において適用される法令を遵守するとともに、各国・各地域の法令において国際的に認められた人権が適切に保護されていない場合、可能な限り国際的に認められた人権を尊重する方法を追求します。

#### 2. 適用範囲

本方針は、グループ各社のすべての役員および従業員に適用されます。また、グループ各社は、自らのお客様、サプライヤーおよびビジネスパートナーに対しても、本方針を理解することを期待し、人権を尊重するよう働きかけます。

#### 3. 人権尊重の責任

グループ各社は、自らの事業活動が、直接または間接的にステークホルダーの人権への負の影響を及ぼす可能性があることを認識しています。ステークホルダーの人権を尊重し、自らの事業活動においてその人権への負の影響が生じた場合は、是正に向けて適切に対処することで、人権尊重の責任を果たします。

グループ各社が事業活動において尊重する人権には以下を含みます。

#### 【事業活動に特に関連する人権】

##### (1) 差別の禁止

人種、肌の色、国籍、性別、性的指向および性自認、言語、宗教、信条、出自、年齢、障害の有無等によるいかなる差別も許しません。

##### (2) ハラスメントの禁止

ハラスメントをはじめ、個人の尊厳を傷つけるような言動を許しません。

##### (3) 強制労働と児童労働の禁止

強制労働および児童労働を一切認めません。

##### (4) 労働基本権の尊重

労働者の団結権、団体交渉権を含む労働基本権を尊重し、適正な賃金の確保および適正な労働時間管理に努めます。

(5) 労働安全衛生の推進

「安全をすべてに優先させる」ことを基本とし、安全で快適な職場環境の維持向上に努めます。

(6) プライバシーの保護

個人のプライバシーを保護します。保有する個人情報を関連法令に基づいて適正に取り扱い、プライバシー侵害を防止します。

(7) 製品の品質と安全

製品の安全性確保や継続的な品質向上のために品質管理を徹底し、必要な取り組みを継続します。

(8) 地域社会との共生

事業活動が安全や健康を含む地域社会の人権に影響を与える可能性を認識し、事業活動を行う地域社会において人権に対する責任を果たします。

4. 人権デュー・ディリジェンス

グループ各社は、国際連合の「ビジネスと人権に関する指導原則」における人権デュー・ディリジェンスの考え方に基づいて、自らの事業活動によって生じうる人権への負の影響の特定、その防止・軽減措置の実施、実施結果のモニタリングおよび情報開示に継続的に取り組みます。

5. 是正・救済

グループ各社は、自らの事業活動が、人権への負の影響を引き起こし、または助長したことが明らかになった場合は、適切な手続きを通じてその是正および救済に取り組みます。加えて、取引関係者等を通じて人権への負の影響を引き起こし、または助長したことが明らかになった場合は、当該負の影響の低減に努めます。

6. 対話・協議

グループ各社は、本方針を実行する過程において、外部からの人権に関する専門知識を活用するとともに、関連するステークホルダーとの対話と協議を継続的に行います。

7. 教育

グループ各社は、本方針がすべての事業活動に組み込まれ、効果的に実行されるよう、役員および従業員に対して適切な教育を継続的に実施します。

8. 情報開示

グループ各社は、本方針に基づく人権尊重の取り組みについて、適切に情報開示を行います。

本方針は、リケンテクノス株式会社の取締役会において承認されています。

別紙3

＜社外取締役の独立性基準＞

当社は、当社の社外取締役が以下の項目のいずれにも該当しないと判断する場合には、独立性を有するものと判断する。

1. 現在または直近10年間において、当社または当社の子会社（以下、「グループ各社」という。）の業務執行者（\*1）であった者
2. 現在または直近3事業年度において、以下の項目に該当する者
  - (1) グループ各社の主要な取引先の関係（\*2）にある者またはその業務執行者
  - (2) グループ各社の主要な借入先（\*3）またはその業務執行者
  - (3) 当社の大株主（\*4）（当該大株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者である者）
  - (4) グループ各社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産（\*5）を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家等（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合には、当該団体に所属する者）
  - (5) グループ各社の会計監査人である監査法人に所属する者
  - (6) 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者
  - (7) グループ各社から多額の寄付または助成（\*6）を受けている者またはその業務執行者
3. 上記1、2のいずれかの項目に該当する者の配偶者または2親等以内の親族
4. 当社の社外取締役としての通算在任期間が10年を超える者

（注）

- \*1 業務執行者とは、法人その他の団体の業務を執行する取締役、執行役、執行役員、支配人、その他の使用人を含む。
- \*2 主要な取引先の関係とは、直近3事業年度において、グループ各社との取引額の合計が、当社または取引先（その親会社および重要な子会社を含む）のいずれかにおいて連結売上高の2%以上（直近3事業年度平均）を占める場合をいう。
- \*3 主要な借入先とは、直近3事業年度末日において、グループ各社による借入額の合計が、連結総資産の2%以上（直近3事業年度平均）を占める場合をいう。
- \*4 大株主とは、直接または間接的に総議決権の10%以上を保有する者をいう。
- \*5 多額の金銭その他の財産とは、年間1,000万円以上をいう。
- \*6 多額の寄付または助成とは、年間1,000万円以上をいう。

以上

別紙4

コーポレートガバナンス・コード対応表

コーポレートガバナンス・コード			当社コーポレート・ガバナンス ポリシー	
原則		補充原則		
第1章 株主の権利・平等性の確保	基本原則1		–	以下のとおり
	1-1	株主の権利の確保	–	第3条
			1-1①	第4条
			1-1②	第3条
			1-1③	第3条
	1-2	株主総会における権利行使	–	第4条
			1-2①	第4条
			1-2②	第4条
			1-2③	第4条
			1-2④	第4条
			1-2⑤	第4条
	1-3	資本政策の基本的な方針	–	第5条
	1-4	政策保有株式	–	第6条
			1-4①	第6条
	1-5	いわゆる買収防衛策	–	第7条
			1-5①	第7条
	1-6	株主の利益を害する可能性のある資本政策	–	第5条
	1-7	関連当事者間の取引	–	第8条
第2章 株主以外のステークホルダーとの適切な協働	基本原則2		–	以下のとおり
	2-1	中長期的な企業価値向上の基礎となる経営理念の策定	–	第2条
	2-2	会社の行動準則の策定・実践	–	第9条
			2-2①	第9条
	2-3	社会・環境問題をはじめとするサステナビリティを巡る課題	–	第10条
			2-3①	第10条
	2-4	女性の活躍促進を含む社内の多様性の確保	–	第11条
			2-4①	第11条
	2-5	内部通報	–	第12条
			2-5①	第12条
	2-6	企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮	–	第13条
第3章 適切な情報開示と透明性の確保	基本原則3		–	以下のとおり
	3-1	情報開示の充実	–	以下のとおり
			( i )	第2条
			( ii )	第1.2条
			( iii )	第20条
			( iv )	第19条
			( v )	第19条
			3-1①	第14条
			3-1②	第4,14条
			3-1③	第10条
	3-2	外部会計監査人	–	第36条
			3-2①	第36条
			3-2②	第28,36条

		基本原則4	-	以下のとおり
	4-1	取締役会の役割・責務(1)	-	第16条
			4-1①	第16条
			4-1②	第16,37条
			4-1③	第16条
	4-2	取締役会の役割・責務(2)	-	第16,20条
			4-2①	第20条
			4-2②	第10,16条
	4-3	取締役会の役割・責務(3)	-	第23条
			4-3①	第19条
			4-3②	第19条
			4-3③	第19条
			4-3④	第23条
	4-4	監査役及び監査役会の役割・責務	-	第25条
			4-4①	第26,27条
第4章 取締役の責務	4-5	取締役・監査役等の受託者責任	-	第16条
	4-6	経営の監督と執行	-	第15,17条
	4-7	独立社外取締役の役割・責務	-	第34条
	4-8	独立社外取締役の有効な活用	-	第17,34条
			4-8①	第35条
			4-8②	第35条
			4-8③	第17,35条
	4-9	独立社外取締役の独立性判断基準及び資質	-	第34条
	4-10	任意の仕組みの活用	-	第19,20,29,30,31条
			4-10①	第19,20,29,30,31条
	4-11	取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件	-	第17,26条
			4-11①	第17条
			4-11②	第17条
			4-11③	第24条
	4-12	取締役会における審議の活性化	-	第18条
			4-12①	第18条
	4-13	情報入手と支援体制	-	第22,27条
			4-13①	第22条
			4-13②	第22条
			4-13③	第25,27条
	4-14	取締役・監査役のトレーニング	-	第21条
			4-14①	第21条
			4-14②	第21条
		基本原則5	-	以下のとおり
第5章 株主との対話	5-1	株主との建設的な対話に関する方針	-	第37条
			5-1①	第37条
			5-1②	第37条
			5-1③	第37条
	5-2	経営戦略や経営計画の策定・公表	-	第37条
			5-2①	第16条